

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		指定介護療養型医療施設の指定の更新
根拠条例・規則名		旧介護保険法
条 項		第107条の2第1項
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 介護保険課 (電話：048-829-1265)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	<p>法令所管省庁からの通達に基づいています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・さいたま市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 (平成24年12月27日条例第72号)</li> <li>・指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について (平成12年3月17日老企第45号)</li> </ul> <p>(主な基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人員に関する基準</li> <li>・設備に関する基準</li> <li>・運営に関する基準</li> </ul>
	設定等年月日	平成18年4月1日設定 平成25年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	申請書受付時から指定有効期間の満了日の7日前まで。
	設定等年月日	平成18年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		